

特定非営利活動法人 CCL 理事の職務権限規則

規則第 14 号

2026 年 6 月 29 日制定

(目的)

第 1 条 この規則は、特定非営利活動法人 CCL（以下「この法人」という。）の定款第 15 条の規定に基づき、理事の職務権限を定め、NPO 法人としての業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第 2 条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規則等を順守し誠実に職務を遂行し、協力して定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

(理事)

第 3 条 理事は理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務を執行する。

(理事長)

第 4 条 理事長の職務権限は、法令、この法人の定款及び本規則で定めるもののほか、次のとおりとする。

- ① 理事としてこの法人を代表し、その業務を総理する。
- ② 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- ③ 定款の定めに従い理事会を招集し、理事の職務の執行の状況について報告を受ける。

(副理事長)

第 5 条 副理事長の職務権限は、法令、この法人の定款及び本規則で定めるもののほか、次のとおりとする。

- ① 理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- ② 理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

(理事の職務分担)

第 6 条 この法人の事業を適法かつ効率的に執行するため、理事（理事長及び副理事長を含む）間の具体的な職務分担を以下のとおり定める。なお、各担当の割り当て及び複数部門の兼任については、理事会の決議により決定する。

- ① 総務・管理担当理事 組織運営、人事、経理及び文書管理に関する事項を統括する。
- ② 事業担当理事 この法人が実施する各種事業の企画、立案、進行管理及び現場運営に関する事項を統括する。
- ③ 渉外・広報担当理事 関係機関との連携、広報活動、ファンドレイジングに関する事項を統括する。

(決裁権限)

第7条 業務の執行における各役職の主な決裁権限は以下のとおりとする。なお、副理事長不在時等、副理事長の決裁権限を行使できない場合において、理事長が副理事長に代わり決裁を行うことは差し支えない。

① 理事長の決裁事項

- ア 事業計画案及び予算案の作成に関する事
- イ 事業報告案及び決算案の作成に関する事
- ウ 人事及び給与制度の立案及び報告に関する事
- エ 規則案の作成に関する事
- オ 国内出張に関する事
- カ 職員の教育・研修に関する事
- キ 福利厚生に関する事
- ク 外部に関する文書発簡（特に重要なもの）

② 副理事長の決裁事項

- ア 事業計画案及び予算案の作成に関する事
- イ 事業報告案及び決算案の作成に関する事
- ウ 規則案の作成に関する事
- エ 外部に関する文書発簡（比較的重要なもの、一般事務連絡）

（細則）

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

（改廃）

第9条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規則は、2026年6月29日から施行する。